

「碍」の字表記問題再考（3）

さまざまな表記

2010年の常用漢字表改訂に際して、障がい者制度改革推進会議では「法令等における『障害』の表記の在り方に関する検討」を行っている。その作業チームから提起された表記が「障害」「障碍」「障がい」「チャレンジド」などである。これらの表記に関して、関係省庁、地方公共団体、障害者団体関係者、企業関係者、学識経験者などからヒアリングを実施している。推進会議から提起された表記に対して、各団体の受け止め方はどうであったのか、紹介しておきたい。

1. 「障害」

この表記は1949年に制定された「身体障害者福祉法」を根拠としている。「障害者」は障害福祉サービスの利用者を限定するための行政用語である。しかし、日常生活上で人々が口にし、また耳にする言葉でもある。障害者の表記に関して「害」の字を用いることを障害者団体ではどのように捉えているのであろうか。さまざまな障害種別の団体で構成されているDPI(Disabled Peoples' International) 日本会議の見解は次の通りである。

障害者の権利に関する条約においては、障害を視覚、聴覚、肢体等の機能不全等を意味する「Impairment」と表記するとともに、機能不全等によってその人の生活や行動が制限・制約されることを「Disabilities」と表記している。これは、障害者の社会参加の制限や制約の原因が、個人の属性としての「Impairment」にあるのではなく、「Impairment」と社会との相互作用によって生じるものであることを示している。

したがって、障害者自身は、「差し障り」や「害悪」をもたらす存在ではなく、社会にある多くの障害物や障壁こそが「障害者」をつくりだしてきた。このように社会に存在する障害物や障壁を改善又は解消することが必要である。このような社会モデルの考え方と条文では、「Persons with Disabilities」と表記していることから、現段階では、「障害」の表記を採用することが適当である。

当面は、障害者制度改革を推進し、社会のあり方を医学モデルから社会モデルへと転換することに時間を費やすべきであり、「障害」の表記については将来的な課題とすべきではないか。

DPI日本会議の見解は、個人の身体的機能不全から生じる社会参加の制限、制約は社会との関係性において生じるものである。社会に存在する各種の障壁が「障害者」を生み出しているのであり、社会の責務としてとらえ、その障壁をいかに解消するかが重要なことである。障害者個人の問題で帰結させるのではなく、個人モデルから社会モデルへの転換が急務であることを強く訴えている。障害の表記に関しては否定的には捉えていない。

しかし、障害者団体のなかには否定的意見も存在する。「東京青い芝の会」では、「害は『公害』、『害悪』、『害虫』の『害』であり、当事者の存在を害とする社会の価値観を助長してきた」。また、精神障害者関係の団体である「芦屋メンタルサポートセンター」では、「『害』には語源的にも人をあやめるという意味があり不適切」としており、「障害」の表記を良しとしていない。

2. 「障碍」

この表記は、1984年に「全国障碍者自立生活確立連絡会」が障害者ではなく、障碍者とするべきと提起したのが表記論争の発端である。この表記に関して「東京青い芝の会」は次の見解を公表している。

「碍」は電流を遮断する「碍子」などで用いられるように、「カベ」を意味する言葉である。社会が「カベ」を形成していること、当事者自らの中にも「カベ」に立ち向かうべき意識改革の課題があるとの観点を踏まえ、「碍」の字を使うよう提唱してきた。

「障碍者」を肯定する意見である。しかし、これに対してヒアリングを受けた「朝日新聞社」は「障碍者」の表記に対して次のような意見を表明している。

「碍」については、使用頻度が低い上に、造語力も低いことから、一般国民が情報社会においてどのような漢字を使うべきかの目安となる常用漢字に入れる必要はないと思う。ただし、障がい者制度改革推進本部の検討結果によっては、改めて検討するという漢字小委員会の結論に異存はない。国民が十分「碍」の字義を理解したうえで納得して使用するなら問題はないと考えるが、「障害」を「障碍」と表記しても根本的な解決にはならない。いずれ更なる人権意識の変化によって、「障碍」という字を用いることは不適切であるという議論が起こりうる。ただし、漢字の字義に則して議論するということも必要だが、それとは別の感覚的、感情的なものを含めた上での考慮もなければ、表記についての議論は成り立たないのではないか。

先述したDPI日本会議では、わが国の「障害者観」を障害の個人モデルから社会のありよう、責務とする社会モデルへと転換することが表記問題より先決であるとの見解を公表しているが、「朝日新聞社」でも表記を変更するだけで解決するものではなく、人権意識の深化が重要とするとの考えが読み取れる。

3. 「障がい」

この表記は、「障害」「障碍」の表記を避けたいと考える団体で使用されている。ヒアリングを受けた地方公共団体、企業の事例である。まず、「岩手県」の意見である。

「障害」の「害」の字は、「害悪」、「公害」等否定的で負のイメージが強く、別の言葉に見直してほしいとの意見が障がい者団体関係者から寄せられていたため、平成19年12月、障がい者団体に対して、「障害」の「害」の字の表記に関する意見調査を実施。ひらがな表記にすること自体を否定する意見はなかったため、県としては、「害」の字の印象の悪さ、負のイメージにより、不快感を覚える者がいるのであれば、改められる部分から改めるべきと考え、平成20年4月から行政文書等における「障害」の表記を「障がい」に変更することとした。という意見である。また、企業の立場から「ソニー株式会社」でもこの表記に賛同する意見が出されている。

「害」の字が、他人に害を与えるなどの負のイメージがあったため、平成14年から検討を始めていたが、表記変更に留まらず本質的な就業環境作りに着手すると同時に、地方公共団体や民間企業の取組、各種団体の意見等を参考に平成19年3月から国内グループ企業における表記を「障がい」に変更することとした。ただし、今後の社会動向や議論のなかで、適切な表現が現れれば適宜変更を行う。

「障がい」の表記に関して、推進会議の作業チームが行った調査結果では、意外にも肯定派は1割という結果であった。この表記は主に障害者団体以外で用いる傾向がある。

[参考資料]

内閣府『第26回障がい者制度改革推進会議議事録』、2010年11月22日。